

頁	項目	修正の動機	修正前	修正後	修正および追記理由
1 14	基本計画の検証指標	庁内協議によるもの	<p>検証指標</p> <p>基準値 R5年度 2023 55.1% (仮)</p> <p>目標値 R9年度 2027 60.0%</p> <p>自分の人権意識（偏見や差別に気づくことの大切さや差別はいけないという意識）が1年前と比べて高くなった又は高い状況にあると感じる市民の割合</p>	<p>検証指標</p> <p>基準値 R5年度 2023 86.4%</p> <p>目標値 R9年度 2027 90.0%</p> <p>日常において人権を意識している市民の割合</p> <p>【実際の設問内容】あなたは、日頃、ある事柄が偏見や差別ではないかと考えた時、差別は絶対にいけないということを意識していますか。（又は意識して行動していますか。）</p>	当計画と現在策定中の第8次熊本市総合計画は同一の検証指標を用い、検証していくこととしているが、総合計画策定における庁内協議において、「1年前と比べて」といった表現が回答者にとってわかりづらいなどの意見があったため
2 24	障がいのある人に関する人権問題 (1)現状と課題	パブリックコメントによるもの	—	『また、令和6年（2024年）4月から、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されることになりました。』を追記	改正障害者差別解消法（略称）において、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が令和6年（2024年）4月1日より義務化され、より一層の強化が必要であることから追記するもの
3 25	障がいのある人に関する人権問題 (4)主な取組		『これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした人に、障がいへの理解を深めてもらい支援につなげる取組である障がい者サポーター制度の充実やヘルプマーク（※11）の普及、障害者差別解消法の周知徹底など、障がいのある人に対する理解啓発に取り組みます。』	『これまで「障がい」について知る機会がなかったり、障がいのある人と接する機会がなかったりした人に、障がいへの理解を深めてもらい支援につなげる取組である障がい者サポーター制度の充実やヘルプマーク（※11）の普及を 図るとともに 、障害者差別解消法（ 合理的配慮の提供を含む ）の周知徹底など、障がいのある人に対する理解啓発に取り組みます。』	
4 46	アイヌの人々に関する人権問題 (1)現状と課題	パブリックコメントによるもの	アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、 アイヌ語の使用等 、伝統や文化の保持が制限されました。	アイヌの人々は、日本では北海道等に先住していた民族ですが、明治以降のいわゆる同化政策の中で生活を支えてきた狩猟や漁労が制限・禁止され、 日本語の習得が優先されるとともに 伝統や文化の保持が制限されました。	アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会（政府機関）報告書では、「授業では自らの親や祖父母が受け継いできた言葉ではない日本語の習得が優先された。」と記載されているため（様々な文献等を確認し、より真実性の高い文献の表現を引用したものの）

※ パブリックコメントの結果の詳細については、資料3をご確認ください。